

平成 2 3 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 1 日)

3 月 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 0 9 分 散 会

○議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告 (市長・教育長)
- 日程第 5 議案第 3 9 0 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 9 1 号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 9 2 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 9 3 号 赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 9 4 号 赤平市文化会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 3 9 5 号 赤平市民プール条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 9 6 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 9 7 号 赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 3 9 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第 1 4 議案第 3 9 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (赤平市住友生活館外 2 9 施設)
- 日程第 1 5 議案第 4 0 0 号 平成 2 2 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 4 0 1 号 平成 2 2 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 4 0 2 号 平成 2 2 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 4 0 3 号 平成 2 2 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 4 0 4 号 平成 2 2 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 4 0 5 号 平成 2 2 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 1 議案第 4 0 6 号 平成 2 3 年度赤平市一般会計予算
- 日程第 2 2 議案第 4 0 7 号 平成 2 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 4 0 8 号 平成 2 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 4 0 9 号 平成 2 3 年度赤平市土地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 4 1 0 号 平成 2 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 4 1 1 号 平成 2 3 年度赤平市霊園特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 4 1 2 号 平成 2 3 年度赤平市用地取得特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 4 1 3 号 平成 2 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 4 1 4 号 平成 2 3 年度赤平市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 4 1 5 号 平成 2 3 年度赤平市水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 1 6 号 平成 2 3 年度赤平市病院事業会計予算
- 日程第 3 2 報告第 6 0 号 平成 2 2 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

- 日程第 1 2 議案第 3 9 7 号 赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 3 9 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 3 9 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市住友生活館外 2 9 施設）
- 日程第 1 5 議案第 4 0 0 号 平成 2 2 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 4 0 1 号 平成 2 2 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 3 9 0 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 9 1 号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 9 2 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 9 3 号 赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 9 4 号 赤平市文化会館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 3 9 5 号 赤平市民プール条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 9 6 号 赤平市国民健康

- 日程第 1 7 議案第 4 0 2 号 平成 2 2 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 4 0 3 号 平成 2 2 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 4 0 4 号 平成 2 2 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 4 0 5 号 平成 2 2 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 1 議案第 4 0 6 号 平成 2 3 年度赤平市一般会計予算
- 日程第 2 2 議案第 4 0 7 号 平成 2 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 4 0 8 号 平成 2 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 4 0 9 号 平成 2 3 年度赤平市土地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 4 1 0 号 平成 2 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 4 1 1 号 平成 2 3 年度赤平市霊園特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 4 1 2 号 平成 2 3 年度赤平市用地取得特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 4 1 3 号 平成 2 3 年度赤

平市介護サービス事業特別会計予算
 日程第29 議案第414号 平成23年度赤
 平市介護保険特別会計予算
 日程第30 議案第415号 平成23年度赤
 平市水道事業会計予算
 日程第31 議案第416号 平成23年度赤
 平市病院事業会計予算
 日程第32 報告第60号 平成22年度定
 期監査及び財政の援助団体監査報
 告について

社会福祉課長 伊藤嘉悦君
 介護健康推進課長 斉藤幸英君
 産業課長 菊島美時君
 建設課長 熊谷敦君
 上下水道課長 横岡孝一君
 会計管理者 保田隆二君
 消防長 中村高庸君
 市立赤平総合病院
 事務長 實吉俊介君

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君
 " 教育課長 相原弘幸君
 監査事務局長 下村信磁君

選挙管理委員会 町田秀一君
 事務局長
 農業委員会 菊島美時君
 事務局長

○出席議員 10名

1番 五十嵐美知君
 2番 若山武信君
 3番 谷田部芳征君
 4番 穴戸忠君
 5番 太田常美君
 6番 北市勲君
 7番 林喜代子君
 8番 植村真美君
 9番 鎌田恒彰君
 10番 獅畑輝明君

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋一君
 " 総務議事
 担当主幹 野呂律子君
 " 総務議事
 係長 渡邊敏一君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾弘明君
 教育委員会委員長 田口敏弘君
 監査委員 小椋克己君
 選挙管理委員会
 委員長 壽崎光吉君
 農業委員会会長 野村繁君
 副市長 浅水忠男君
 総務課長 町田秀一君
 企画財政課長 伊藤寿雄君
 税務課長 吉村春義君
 市民生活課長 栗山滋之君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成23年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、2番若山議員、9番鎌田議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は27件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成22年第4回定例会以降平成23年3月7日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、平成22年国勢調査の速報について申し上げます。平成22年10月1日に行われました第19回国勢調査における人口等の速報値が公表されました。赤平市の人口につきましては1万2,637人となり、前回平成17年の1万4,401人と比べて1,764人、12.25%の減、また世帯数につきましては5,585世帯で、前回調査6,202世帯と比べて617世帯、9.95%の減少となったところであります。北海道全体としても179市町村のうち人口が増加したのはわずか16市町村にとどまり、空知地区におきましても月形町を除く市町が減少しており、特に旧産炭地の5市1町においてはいずれも12%を超える人口減少となったところであります。当市の人口減少の要因といたしましては、全国的な人口減少や急速な少子化の進行に加え、高齢者の自然減や景気低迷による若年層家族の転出などが影響していると考えられ、第5次赤平市総合計画を着実に実行することによって人口の定着化に努めてまいらなければなりません。

次に、市内進出企業の動向について申し上げます。最初に、北広島市に本社を持ち、キノコの菌床製造、栽培並びにサプリメントの製造販売をしております株式会社日本レイシが赤平第1工業団地に進出してまいりました。平成16年より同工業団地の休止工場跡地を活用し、約6年間霊芝の調査研究を行い、商品化の見通しが明らかとなり、北海道における霊芝栽培の拠点として平成22年12月より本格稼働を開始していただいたところであります。現在は従業員9名で操業しておりますが、今後日産霊芝北海道総合センターとして位置づけ、さらなる事業拡張を予定されております。本市としても経済雇用情勢が厳し

い状況下において、さらなる発展を期待するところ
であります。

また、平成22年11月より百戸地区の赤間の沢付近
におきまして空知炭礦株式会社が作業員6名によっ
て露天掘りを開始したところであります。採掘事業
面積は38.45ヘクタール、供給先は北電砂川火力発
電所で、当面の事業期間は平成30年までを予定し、
年間3万トンの出炭量を計画しております。本市と
しては、平成16年以来7年ぶりの鉱産税が見込まれ
ることとなりました。今後も安定的な経営が図られ
ることを期待しつつ、事業の推移を見守ってまいり
たいと考えております。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につい
て申し上げます。平成20年6月に赤平市ふるさとガ
ンバレ応援寄附条例を制定し、本市の出身者を初め
大変多くの皆様からご寄附をいただいているところ
であります。本年度においても広報あかびらや市ホ
ームページ、東京赤平会などを通じて引き続きPR
を行ってまいりましたが、財政再生団体入りが危惧
された平成20年度の寄附総額には及ばないものの、
本年度につきましても2月末現在で市内9件、道内
7件、道外3件、計19件の個人や団体の方から総額
324万4,800円のご寄附をいただいたところであり
ます。赤平を思い、赤平を心から応援していただい
ている気持ちをしっかりと受けとめ、今後もこうした
貴重なご寄附をまちの発展のために有効に活用させ
ていただきます。

次に、空知産炭地域総合発展基金の活用について
申し上げます。短期集中的に産炭地域の残された諸
課題を一掃し、地域対策への移行を確実なものとし
る観点から当基金の取り崩しが認められているところ
であります。特に旧基金となる基盤整備事業につ
きましては、平成23年12月までの助成期限が定めら
れており、本市としては本年度において公営住宅整
備事業、道路整備事業並びにズリ山展望広場整備事
業に対し総額2億1,880万円の助成を見込んでおり
ます。平成23年度も引き続き効果的な運用を図り、
地域振興及び経済振興に努めてまいります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げ
ます。ことしの冬は、昨年未まで記録的な少雪によ
り大変穏やかな冬となりましたが、新年を迎えた1
月には一転して降雪が続き、結果として平年の8割
程度の降雪状況となったところであります。しかし、
その後2月に入り、比較的穏やかな日が過ぎたこと
から、2月末現在の降雪量は7.4メートル、積雪深
は33センチメートル、昨年と比較し降雪量は3.1メ
ートル、積雪深は31センチメートルの減少となり、
日常生活等過ごしやすい冬と言えます。このため市
道除雪の出動回数も12回と平年の7割程度の状況に
ありますが、残る冬期間につきましても引き続き産
業の流通や通勤、通学、通院などの交通に支障を与
えぬよう、有効かつ効率的な除排雪作業に努めてま
います。

次に、交通安全について申し上げます。昨年本市
における交通安全運動は、4月の春の全国交通安全
運動を初め、全体として4期40日間にわたり実施し
たところであります。また、道内においては、道民
及び関係機関、企業などが地域、職域、学校、家庭
において交通安全に取り組んでいただき、結果とし
て交通事故による死者数は215人で、平成21年と比
較して3人減少し、発生件数も1,415件、負傷者数
は1,759人といずれも減少しております。しかし、1
月4日には知事と警察本部長による交通死亡事故
多発非常事態緊急メッセージを発表し、関係機関、
団体による街頭啓発や交通違反の取り締まり強化を
行いましたが、昨年まで続いていた5年連続交通事
故死全国ワーストワン返上には至らず、東京都と並
びワーストワンの結果となったところであります。
本市におきましても通常の交通安全運動に加え、交
通事故防止啓発ポスターの掲示や児童、園児による
交通安全ポスターパネル展を開催するなど独自の啓
発運動を強化してまいりましたが、交通事故件数が
22件、負傷者数が29名と前年と比較して7件、13名
の増加となり、交通死亡事故につきましても1名の
とうとい命が失われてしまいました。これまでご支
援、ご協力をいただきました関係団体並びに町内会

など多くの皆様に心より感謝申し上げますとともに、本年はさらなる交通死亡事故抑止及び飲酒運転根絶に重点を置き、新たに交通事故死ゼロ2,000日を目標に各交通団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末を迎え、寒冷期となり、暖房機器の使用する機会がふえ、火災発生の危険性が増すことから、火災予防体制の強化と火災の未然防止を図ることを目的に、昨年12月25日から31日まで火災予防歳末特別警戒を実施したところであります。期間中消防団においては、12月26日から30日までの5日間、延べ87名の消防団員を動員し、夜間警戒パトロールを実施したほか、女性消防団員により防火広報、チラシ等を配布するなど、市民に対し火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。1月9日、新春恒例の赤平市消防出初め式を赤平市総合体育館にて行い、消防職、団員合わせて110名余りの参加のもと市内外から多くの来賓を迎え挙行し、無火災と地域住民の安全及び消防関係者の地域防災リーダーとしての自覚を新たにし、防火、防災への決意と士気高揚を図ったところであります。また、長年にわたり消防団活動にご尽力された消防団員に対しまして北海道知事並びに消防関係団体より表彰状等の伝達が行われ、その功労がたたえられたところであります。

次に、全国瞬時警報システム、Jアラートの運用について申し上げます。国が行う防災情報通信設備整備事業として進めておりました全国瞬時警報システム、Jアラートの整備につきまして3月1日より運用を開始し、対処に時間的余裕がない自然災害に関する情報及び有事に関する情報など、緊急情報が速やかに伝達されることとなったところであります。今後におきましても市民の生命、身体を守る消防防

災活動について、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。平成23年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制であります。小学校につきましては生徒数が468名となり、平成22年度と比較して28名の減になります。学級編制につきましては、平岸小学校の3年生と4年生が16名、5年生と6年生で9名となり、複式学級が2つとなり、普通学級が4学級となります。全体では28学級となり、平成22年度と比較して2学級減となる見込みであります。中学校につきましては、生徒数が242名で昨年より8名の減となり、普通学級の編制では平成22年度と比較して1学級減の9学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校5校で児童数が16名の見込みであり、平成22年度と比較しますと児童数は3名の増となり、学級編制では昨年度と比較して同数の11学級となる見込みであります。中学校につきましては、2校で生徒数は4名の見込みであり、平成22年度と比較しますと生徒数は2名の減となり、学級編制では3学級減、3学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。入園希望者と合わせて3歳児19名、4歳児27名、5歳児27名の計73名で、昨年度と比較いたしますと1名の減となります。

次に、赤平高等学校の入学出願者状況について申し上げます。赤平高等学校への入学志願者の確保につきましては前定例会で報告させていただきました

が、平成23年度の入学志願者は定員40名に対し、28名となったところであります。今年の卒業生は、前年度と比べ15名少ないことから、危機感を持って志願者増に努力してきたところでありますが、昨年と比較してふえたとはいえ、地元からの志願者が20名と定員の半数程度であり、道教委の示す存続への一指標である地元進学率の大幅増には大変厳しい状況であります。赤平高校の最近の志願者状況を受けて、昨年度道教委による公立学校配置計画により平成25年度の募集停止が公表されたところですが、地元高校はなくてはならない存在であります。今後とも本市の状況を訴えて、引き続き募集停止撤回を要望するとともに、小規模校ならではのきめの細かい生徒指導などで志願者の増に努めてまいります。

次に、給食センターについて申し上げます。先月岩見沢市で発生した集団食中毒では給食センターでの不備が原因との報道であります。これを受け、本市でも給食業務に従事する職員に対して衛生管理の徹底を指示したところであります。本市では、近年センター設備の更新を順次行っておりますが、この冬休み中にも国の追加経済対策事業を利用してトイレの手洗い器と調理場前室の手洗いシステムの改修を行い、調理場へ入る前の手洗いがより確実にできるように、衛生管理に万全を期したところであります。今後とも衛生管理講習の実施など、食中毒防止に細心の注意を払ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月9日、交流センターみらいで行われました平成23年赤平市新成人を祝う会ですが、72名の新成人が出席し、今年も厳粛なうちに式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第32回青少年健全育成百人一首大会が1月15日、ふれあいホールで行われ、小中学生8チーム35名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれ優勝、準優勝した4チームが2月5日、奈井江町で行われた第13回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加をしたところであります。

次に、小学生男女による第41回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月22日、総合体育館において行われました。男女12チーム122名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレーをしておりました。

次に、第22回赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただき、団体、個人に対し表彰することとしておりますが、22年度については各団体からの推薦がなく、残念であります。本年度は該当者なしとなりました。

次に、公民館活動について申し上げます。市内の小中学生を対象とした第7回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月12日、東公民館で行われました。こしは、あったらいいなをテーマとして小中学生合わせて196点の応募があり、夢あふれる応募作品の中から40名の入賞者が選ばれ、学年ごとに最優秀賞など各賞の表彰を受けたところであります。

また、第27回東公民館まつりが3月12日と13日の両日に開催が予定されております。日ごろ東公民館を利用し、活動している同好会やサークルの皆様が練習の成果を発表し、交流を図ることとしております。

次に、社会体育について申し上げます。1月16日に赤平市体育指導委員の方々と赤平レクリエーション協会の皆様のご協力のもと、第3回ニュースポーツ体験講習会を開催いたしました。これは、昨年度から始めた事業であります。気軽にできるニュースポーツを体験することにより、自分に合ったスポーツを見つけることで生涯を通してスポーツに親しむ活動を奨励するとともに、年齢、体力、技術に応じた多様なスポーツ種目導入の促進を目的としております。昨年8月に1回目、12月に2回目を開催いたしまして、今回は3回目を含めそれぞれ違う9種目を体験していただいたところでありますが、これらの中から2種目を競技種目として選定し、2月20日に第2回ニュースポーツ大会を開催いたしました。

小学校低学年から80歳以上の方々までの非常に幅広い年齢にわたる参加41名により、盛況の中で終了しております。

次に、新しい市民プールについてであります。昨年6月22日に着工した建設工事が今年2月18日で完成し、2月21日に理事者検定を終えたところであります。今後は備品類の納入を行い、5月中旬から最終チェックなどの諸準備の後、6月12日日曜日にオープンを予定しているところであります。

次に、図書館について申し上げます。過日の臨時市議会で承認された図書館の図書管理システム整備事業の執行状況であります。今現在機能の導入及びシステム構築の段階であります。今後図書館職員によりバーコード化等の作業を行い、速やかな稼働開始に努力してまいります。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第390号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第390号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の配偶者の就業等や育児休業の取得の状況にかかわらず、職員が育児休業等を取得できることを主な内容として平成22年6月30日から施行されましたこと、さらに一般職の地方公務員である常時勤務することを要しない職員につきましても条例に定める範囲内で育児休業や部分休業を行うことができることとするなどを内容として同法が改正され、平成23年4月1日より施行されますこと、また育児休業等の取り扱いに当たりましては参酌することとしております人事院規則につきましても法の改正と同時に

改正されておりますことなどから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の1ページから2ページをご参照願います。第2条は、育児休業をすることができない職員について規定してございますが、法の改正に伴い、国においては育児休業を取得することができない非常勤職員の範囲などにつきまして人事院規則を改正しておりますことから、人事院規則に準じ各号を改正するものでございます。

参考資料の2ページから4ページをご参照願います。第2条の2でございますが、法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得可能期間は条例で定めることになりましたが、国は前条の改正同様、法の改正に伴いまして人事院規則を改正し、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について定めておりますことから、人事院規則に準じ、育児休業法第2条第1項の条例で定める日としての規定といたしまして条を追加するものでございます。

第2条の3につきましては、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間の規定でございますが、出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がなくても再び育児休業をすることができることを規定してございまして、法の改正に伴い新たに条を追加するものでございます。

参考資料の4ページから6ページをご参照願います。第3条でございますが、法の改正に伴いまして夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合には再度の育児休業をすることができること、一定の要件を満たす非常勤職員につきましても再度の育児休業をすることができることなどのため第3号及び第4号を改正し、第5号から第7号まで追加するものでございます。

第5条につきましては、育児休業の承認の取り消

し事由の規定でございますが、法の改正に伴い、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合におきましても育児休業の取り消し事由には当たらないこととするため、字句の改正、各号の削除を行うものでございます。

第6条につきましては、人事院規則に準じまして育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整の規定といたしまして、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算し、号給の調整ができるよう条を改正するものでございます。

6ページから8ページをご参照願います。第8条につきましては、部分休業を請求することができない職員の規定でございますが、法の改正に伴いまして人事院規則が改正され、除外対象とする非常勤職員の範囲が定められましたことに伴いまして条を改正するものでございます。

第9条につきましても、前条の改正同様、法の改正に伴い人事院規則が改正され、非常勤職員の取得可能時間等が改められましたことから、それに伴いまして条を改正するものであります。

第12条につきましては、委任の規定として条を追加するものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この条例は、平成23年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項は、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第390号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第391号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第391号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

特別職であります市長、副市長及び教育長の月額給料につきましては、本年度市長は本則との比較におきまして37.7%、副市長は28.3%、教育長は21.5%とそれぞれ減額をしておりますが、平成23年4月30日まで減額の期間の延長をするため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、赤平市特別職の給与に関する条例の改正であります。附則第2項は、給料の特例の規定でございますが、市長の給料月額につきましては53万6,000円、副市長の給料月額につきましては50万3,000円といたします期間を平成23年4月30日まで延長するため字句を改めるものでございます。

次に、第2条の赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正でございます。附則第3項は、給料の特例の規定であります。教育長の給料月額につきましても特別職と同様47万4,000円といたします期間を平成23年4月30日まで延長するため字句を改めるものでございます。

改正附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第391号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第391号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、鎌田議員、植村議員、北市議員、林議員、若山議員、谷田部議員、宍戸議員、五十嵐議員、太田議員、以上9名を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第7 議案第392号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第392号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

厳しい財政状況をかんがみ、職員の給与については、本年度については11%減額し、期末、勤勉手当については本則に定める額より4%減じた給料月額により算出し、支給しているところでございますが、給料につきましては平成22年度人事院勧告に準じ、55歳以上の課長職を対象に100分の1.5引き下げた上で、本年度に引き続き医師を除く全職員につきまして11%の減額とし、期末、勤勉手当につきましては算出の基礎となる給料月額を本則に定める額とし、さらに持ち家に係る住居手当につきましては段階的に減額し、平成25年度に廃止となるよう改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照

表によりご説明を申し上げます。

参考資料の1ページをご参照願います。第1条関係でございますが、第10条の5第2項につきましては、みずからの所有に係る住宅の手当につきましては、規定してございますが、平成23年度は持ち家の住居手当を1,000円引き下げ、現行5,000円を4,000円に改定するため字句を改めるものでございます。

第12条の2第2項につきましては、時間外勤務手当の割り増しの規定でございますが、月60時間を超える分に係る時間外勤務手当の積算の基礎に日曜日、またはこれに相当する日の勤務時間を含めますことから、字句を削除するものでございます。

第15条の2第3項につきましては、再任用職員に係る期末手当の支給率の規定であります。先般人事院勧告に準じ改正したところでございますが、100分の125を100分の122.5に、100分の135を100分の137.5に支給率を改めるものでございます。

参考資料の2ページをご参照願います。附則第11項につきましては、給料の減額について規定してございますが、給料の11%の減額措置の期間を平成24年3月31日までとするため字句を改め、さらに期末、勤勉手当の算出の基礎となる給料月額を本則の規定により決定された額とするため字句を削除するものでございます。

参考資料の2ページから5ページをご参照願います。附則第13項につきましては、人事院勧告に準じ、給与抑制措置として当分の間55歳以上で職務の級が6級の職員の給与につきましては1.5%引き下げることとし、第1号は給料月額、第2号は期末手当、第3号は勤勉手当、第4号は退職者の給与について定め、項を改めたものでございます。

附則第14項につきましては、職務の級が6級となります職員に係る給与の減ずる額の日割り計算等の方法を定めるため項を追加するものであります。

附則第15項につきましては、附則第13項により1.5%給与を引き下げて支給される職員の勤務1時間当たりの給与額の算出の方法について定めたものでございます。

附則第16項につきましては、これまで附則第13項で平成19年度給与改定に伴う現給保障の算定基礎額を0.24%引き下げることとしておりましたが、今般の人事勧告に準じまして0.41%引き下げることとし、さらに55歳以上で職務の級が6級の職員の給与は1.5%引き下げのものとして項を追加するものでございます。

参考資料の6ページをご参照願います。別表第1につきましては、行政職の給料表でございますが、人事院勧告に準じ改定を行うものでございます。

別表第2につきましては、医療職の給料表となっておりますが、そのうち医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)につきましては、行政職同様に人事院勧告に準じて改定するものでございます。

参考資料の7ページをご参照願います。第2条関係でございますが、第1条関係で第10条の5第2項を改定し、持ち家の住居手当を4,000円に改定したところでございますが、24年度はさらに1,000円引き下げ3,000円に改定するため字句を改めるものでございます。

参考資料の8ページをご参照願います。第3条関係でございますが、第2条におきまして持ち家の住居手当を3,000円と改めましたが、平成25年度より持ち家の住居手当につきましては廃止いたしますことから項を削除し、第3項を第2項へ繰り上げるものでございます。

改正附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成23年4月1日から施行し、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項は、平成23年4月1日以前に55歳に達した職員の附則第13項の適用について定めたものでございます。

第3項は、第10条の2第2項の改正規定につきましては、平成23年3月以前における時間外勤務は改正前の規定を適用するものとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第392号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第392号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第8 議案第393号赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第393号赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

指定管理の候補者の選定につきましては、施設の所管する課及び行財政改革推進本部の第三セクター施設改革専門部会などにゆだね、候補者を選定しているところでございますが、候補者の選定を公平かつ適正に行うため公の施設に係る指定管理者選定委員会を設置することとし、条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条は、選定についての条でございますが、さきにご説明させていただきましたとおり、公の施設に係る指定管理者選定委員会を設置するため、第2項として項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第393号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第394号赤平市文化会館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第394号赤平市文化会館条例の廃止につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

赤平市文化会館は、昭和42年8月1日に赤平市民会館としてオープンし、数々の催し物を行い、市民に慕われ、昭和55年4月1日には現在の名称に変更し、当市の文化の拠点として活用されてきたものでございます。しかし、厳しい財政状況から施設の統廃合について検討いたしました結果、建物本体、ボイラー、水回りなど老朽化が著しいこともあり、赤平市財政健全化計画において休止の決定がされ、平成20年6月30日をもって休館とし、今日に至っているものでございます。建物につきましては、除却を含め種々検討してまいりましたが、今般外部の鉄筋コンクリート部分が剥離するなど危険な状態に陥っておりますことから、平成23年度予算に除却費を計上するところとございまして、それに伴い本条例の廃止を提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第394号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第394号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第395号赤平市民プール条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第395号赤平市民プール条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

赤平市民プールは、昭和60年のシーズンから開業し、多くの皆様にご利用いただいておりますが、25年を経過し、老朽化が著しく、重大な故障が発生する可能性が高いため喫緊に大規模修繕を要する状況となっております。しかし、当市においてはこの間に学校プールがすべてなくなり、少子高齢化もあって市民プールとしての役割も変わってきましたことから、児童生徒から高齢者までより多くの方々にご利用いただけるような施設として建てかえることとし、このたび市の中心部に新設いたしましたことから条例の改正を行うものでございます。

以下、条例の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条第2号は、位置を赤平市東大町3丁目5番地に変更するため字句を改正するものでございます。

第3条は、管理運営に関する規定でございますが、施設の所管を教育委員会としたことから字句を改め、

必要がある場合は管理業務の一部を委託できるよう第2項として項を追加したものでございます。

第4条は、使用料の規定でございますが、第2項中プール使用券に係る字句を削除し、例外規定としてただし書きを追加したものでございます。

第5条は、使用料の減免の規定として新たに追加したものでございます。

第6条及び第7条は、施設の所管を教育委員会としたことから字句を改め、第5条の追加により条を1条ずつ繰り下げたものでございます。

第8条につきましても同様に第5条の追加により条を1条繰り下げたものでございます。

別表につきましては、個人使用と専用使用に分け、個人使用につきましては1回券、回数券、シーズン券を設定することにいたしまして、1回券につきましては小中学生50円、高校生100円、一般200円、回数券につきましては小中学生500円、高校生1,000円、一般2,000円、シーズン券につきましては小中学生1,500円、高校生3,000円、一般6,000円として使用料を定め、専用使用につきましては1コース1時間につき1,000円として使用料を定め、改正したものでございます。

別記様式につきましては、プール使用券の様式として定めておりましたが、回数券などの様式もふえますことから使用券の様式は規則で定めることとし、削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年6月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第395号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしました

いと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第395号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第396号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第396号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般出産育児一時金に関しまして健康保険法施行令が改正される見込みでありますことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第6条につきましては、出産育児一時金の規定でございますが、暫定措置として39万円としている出産育児一時金の支給額につきまして平成23年4月以降39万円で恒久化いたしますことから字句を改めるものでございます。なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合は、これまでと同じく3万円を上限として加算いたしますので、出産育児一時金は42万円となるものでございます。

附則第17項につきましては、暫定措置としていた規定でございまして、今般恒久化いたしますことから削除し、第18項はそれに伴い項を繰り上げるものでございます。

改正附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第396号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第396号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第397号赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第397号赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

既にご承認いただいております市立赤平総合病院経営健全化計画により外来看護体制の正常化を進めるとともに、看護師を中心とした職員の適正配置や病床の適正化を進めているところでございますが、昨年10月よりさらに17名の退職希望がありましたこと、またその中でも看護師十数名の退職の希望があり、このままですと病棟の看護師配置は10対1の入院基本料の基準を下回ることとなりますことから、今般一般病床90床を30床減少し、60床とするため条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第3条第3項第1号につきましては、一般病床の病床数の規定でございますが、さきに説明させていただきましたとおり、30床減少し、90床を60床に字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審

議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第397号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第398号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第398号北海道市町村総合事務組合理約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償、退職報償金の支給などの事務につきまして共同処理しており、当市も当組合に加入しているところでございますが、このたび新たに広域紋別病院企業団が加入することに伴いまして当組合の規約を一部変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第1でございますが、オホーツク総合振興局（23）をオホーツク総合振興局（24）に改め、網走地区消防組合の次に広域紋別病院企業団を加えるものでございます。

次に、別表第2でございますが、第9項、北見地区消防組合の次に広域紋別病院企業団を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第398号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第398号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第398号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第399号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市住友生活館外29施設）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第399号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市住友生活館外29施設）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、別紙のとおり指定管理者の候補者として選定いたしましたので、指定に当たり

議会の議決を要しますことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うため提案するものでございます。

別紙をごらん願います。指定管理者に管理を行わせる公の施設及び指定管理者となるべき団体は表に記載のとおりで、赤平市生活館のうち、赤平市住友生活館については新住吉町内会、赤平市豊栄生活館については豊栄町町内会、赤平市茂尻生活館については茂尻元町町内会、赤平市平岸生活館については平岸曙町町内会、赤平市若木生活館については若木町町内会、赤平市赤間生活館については赤間町内会、赤平市文京生活館については文京町内会を指定管理者の候補者として選定し、赤平市地域コミュニティセンターのうち、福栄地区集会所については住友一区連合町内会、山手地区集会所については山手・平和町内会、百戸コミュニティセンターについては百戸町内会、茂尻地区集会所については茂尻本町町内会、高齢者コミュニティセンターについては平岸連合町内会、日の出地区集会所については日の出町内会、コミュニティセンター住吉獅子会館については住吉町内会、豊丘地区集会所については豊丘町内会、共和地区集会所については共和町内会、大町コミュニティセンターについては大町コミュニティセンター管理運営委員会、豊里ふるさと会館については宮下町町内会、泉町会館については泉町振興会、平岸東町会館については平岸東町町内会をそれぞれ指定管理者の候補者として選定し、赤平市高齢者福祉研修施設のうち、赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブについては茂尻栄町町内会、赤平市寿の家豊里老人クラブについては幸町町内会、赤平市寿の家茂尻老人クラブについては茂尻老人クラブ町内会館運営委員会、赤平市寿の家住友老人クラブについては住友老人クラブ、赤平市寿の家若木町老人クラブについては若木町老人クラブ、赤平市老人研修センターについては赤平寿老人クラブ、赤平市寿の家茂尻新町老人クラブについては茂尻新町町内会、赤平市寿の家文京町老人クラブについては文京町老人クラブ、赤平市寿の家茂尻春日町老人クラブについては茂尻春

日町町内会、赤平市寿の家昭和町老人クラブについては昭和町町内会を指定管理者の候補者としてそれぞれ選定いたしました。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第399号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第400号平成22年度赤平市一般会計補正予算、日程第16 議案第401号平成22年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第17 議案第402号平成22年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第18 議案第403号平成22年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第19、議案第404号平成22年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第20 議案第405号平成22年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第400号平成22年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億246万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。消費者教育・啓発活性化事業につきましては、地域活性化交付金事業として消費生活展等で使用するパネルなどを購入する経費であります。また、年度内執行が困難なため計上するものであります。また、分収造林事業につきましては、独立行政法人森林総合研究所の受託事業となりますが、予算確定のおくれにより作業道の整備費用について年度内執行が困難であることから繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。追加といたしまして消防施設整備事業の780万円の増額であります。消防ポンプ自動車の購入費の3分の1の経費について地方交付税で100%算入されることから、一部を過疎対策事業債から振りかえるものであります。

次に、変更といたしまして、過疎対策事業債の限度額を5,920万円増額し、4億5,900万円とするものであります。後ほど歳入の中でご説明させていただきます。

次に、事項別明細書により決算見込みを理由とするものは一部説明を省略させていただき、主な内容についてのみご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税、目2法人市民税として1,401万4,000円の増額であります。企業の業績等の一部回復によるものであります。

同じく項4市たばこ税、目1市たばこ税として1,060万4,000円の減額であります。昨年10月の税率の引き上げ時に予想を上回る買いたがが発生したことや喫煙者の減少による影響であります。

同じく項8 鉱産税、目1 鉱産税として7万9,000円の増額であります。露頭炭採掘事業者の進出により計上するものであります。

款13国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節5 地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金として1,514万7,000円の増額であります。2次配分額として計上するもので、1次配分額を含めた交付金合計額は2,679万7,000円となります。

6ページをお願いいたします。款14道支出金、項2 道補助金、目6 総務費道補助金として30万円の増額であります。旅券交付事務の備品購入費等に対し地域づくり総合交付金を充当するものであります。

款15財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金として4万8,000円の増額であります。一般会計や病院事業会計の資金繰り対策として財政調整基金を短期運用していることから、その運用金利子を計上するものであります。

款16寄附金、項1 寄附金、目3 ふるさとガンバレ応援寄附金として324万3,000円の増額、同じく目4 社会福祉事業寄附金として504万9,000円の増額であります。それぞれ受け入れ実績によるものであります。

款19諸収入、項4 受託事業収入、目2 分収造林事業受託収入として1,107万9,000円の減額であります。独立行政法人森林総合研究所の事業費の縮小によるものであります。

同じく項5 雑入、目2 雑入、節8 広域保育入所利用収入として357万円の増額であります。他市町からの保育所利用者の増加によるものであります。同じく節18雑入として817万5,000円の減額であります。赤平デジタルテレビ中継局の建設に関する民間放送局の負担金を平成23年度から5年間で受け入れることとなったためであります。

8ページをお願いいたします。款20市債、項1 市債、目5 過疎対策事業債として5,920万円の増額であります。消防施設整備事業債につきましては入札による事業費の確定と目8 消防債に一部を振りか

えることによるもので、過疎地域自立促進特別ソフト事業債につきましては、当市の限度額となる9,430万円を計上し、その他の市債につきましては事業費の確定によるものであります。

10ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費として179万2,000円の減額であります。それぞれ事業費の確定によるものであります。

同じく目5 財政管理費、節25積立金として7,895万8,000円の減額であります。今回の補正の歳入歳出の差引不足額を財政調整基金積立金で調整するものであります。

同じく目9 企画費、節25積立金として324万4,000円の増額であります。あかびらガンバレ応援寄附金を積み立てるものであります。

同じく目14市民生活費につきましては、省エネルギー防犯灯整備事業債を過疎地域自立促進特別事業ソフト事業債に同額を財源補正するものであります。

同じく目15地域活性化交付金事業費として総額881万1,000円の増額であります。住民生活に光をそそぐ交付金の2次配分額の決定に伴うもので、発達障害児支援体制整備事業の453万4,000円につきましては、本年4月から子育て支援センター内に嘱託職員1名を配置し、発達障害児支援事業の体制を強化するため、2カ年分の人件費を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。また、消費者教育・啓発活性化事業の427万7,000円につきましては、消費生活展や講習会などに利用するパネル等を購入するもので、全額翌年度に繰り越して使用するものであります。

14ページをお願いいたします。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費として504万9,000円の増額であります。歳入でもご説明した寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

同じく目2 障害者福祉費として977万8,000円の増額であります。歳入とも連動するため障害者自立支援給付費等の決算見込みにより補正するものであ

ります。なお、重度障害者福祉タクシー助成事業に過疎ソフト事業債を150万円充当するものであります。

同じく目3老人福祉費につきましては、過疎ソフト事業債を保養サービス事業に700万円、社会福祉協議会委託事業に310万円、生活援助員派遣事業に900万円を充当するものであります。

同じく目5医療給付費につきましては、過疎ソフト事業債を乳幼児等医療助成事業に420万円、重度心身障害者医療費助成事業に1,820万円、ひとり親家庭等医療費助成事業に300万円を充当するものであります。

18ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、過疎ソフト事業債を中空知地域保健医療対策事業に330万円を充当するものであります。

22ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項2林業費、目3分収造林費、節15工事請負費として1,107万9,000円の減額であります。歳入でもご説明したとおり、独立行政法人森林総合研究所の事業予算の縮小によるものであります。

24ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金として10万円の増額であります。滝川市並びに赤平市、両市の商工会議所代表者等で構成された滝川畜産試験場跡地利用協議会の負担金で、跡地の実施計画及び各種事業推進などを図るものであります。なお、過疎ソフト事業債をスーパープレミアムつき商品券発行助成事業に1,000万円、店舗近代化促進事業に190万円を充当し、財源補正を行うものであります。

26ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、過疎ソフト事業債をあんしん住宅助成事業に1,000万円充当するものであります。

30ページをお願いいたします。款10教育費として95万9,000円の増額であります。すべて決算見込みによる補正であります。

36ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として3,226万9,000円の増額であります。平成21年度療養給付費交付金の確定に伴い国、道、支払基金への返還が生じることから、その財源として計上するものであります。国保会計の決算見通しによっては歳入不足を生じない場合は結果として執行しない可能性も持ち合わせております。

同じく目7介護保険特別会計繰出金として292万8,000円の減額であります。保険給付費の決算見込みによるものであります。

同じく目9病院事業会計繰出金として1億5,000万円の増額であります。市立赤平総合病院経営健全化計画に基づく不良債務解消分の繰出金について平成21年度は平成27年度分を前倒してしております。本年度も引き続き平成26年度分を前倒し、早期に全額解消するよう努めるものであります。

38ページをお願いいたします。款13職員給与費として2,282万9,000円の減額であります。給料並びに時間外勤務手当等の決算見込みによるものであります。

次に、議案第401号平成22年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,226万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,940万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として3,226万9,000円を増額するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償

還金として歳入と同額を計上するものでありますが、一般会計からの繰入金でご説明したとおり、平成21年度療養給付費交付金の確定によるものであります。

次に、議案第402号平成22年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,417万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款1 サービス収入として48万9,000円の増額であります。愛真ホームにおける本年度決算見込みによるものであります。

款6 財産収入として1万6,000円の増額であります。愛真ホーム運営管理基金を病院事業会計の資金繰りに短期運用しているため、基金運用金利子として計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1 総務費、項1 愛真ホーム施設管理費、目1 一般管理費として50万5,000円の増額であります。歳入の増額分を愛真ホーム管理運営基金に積み立てるものであります。

次に、議案第403号平成22年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,423万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,477万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款1 介護保険料から款5 繰入金の補正額につきましては、すべて決算見込みによるものであります。

6ページの款2 保険給付費から16ページの款3 地域支援事業費の歳出補正額につきましては、介護サービス給付費並びに事務費等の決算見込みによるものであります。

18ページをお願いいたします。款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金として920万8,000円の増額であります。歳入歳出の差引額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第404号平成22年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成22年度赤平市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を505万2,000円増額し、3億3,039万7,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を926万7,000円減額し、2億8,652万7,000円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を1万円減額し、7,789万7,000円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額を1,461万円減額し、1億5,121万1,000円といたします。これら資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,331万4,000円は、減債積立金で補てんするものであります。

2ページをお願いいたします。平成22年度赤平市水道事業会計予算実施計画書であります。最初に収益的収入及び支出につきまして、収入の款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益の448万1,0

00円の増額につきましては、主に業務用の使用水量が当初の見込みより増加したことによるものであります。

目2 受託工事収益の40万3,000円の減額につきましては、給水装置工事の減少によるものであります。

目4 その他の営業収益の88万6,000円の増額につきましては、材料売却収益等の増額によるものであります。

項2 営業外収益、目2 雑収益の8万8,000円の増額につきましては、鉄くず等の売却益が増加したことによるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。支出につきまして、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費の106万1,000円の減額につきましては、主に動力費の執行に伴う減額であります。

目2 配水及び給水費の192万7,000円の減額、目4 総係費の78万円の減額につきましては、主に事業の執行残によるものであります。

目5 減価償却費及び目6 資産減耗費の補正につきましては、主に固定資産の精査に伴う増減であります。

目7 その他営業費用の補正につきましては、量水器等の資材購入の増加に伴うものであります。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費の1万6,000円の減額につきましては、前年度の企業債の利率及び当年度の借入額の確定によるものであります。

目2 消費税及び地方消費税の131万6,000円の増額につきましては、主に給水収益の増加に伴う仮受消費税額より建設改良費の支出の減に伴う仮払消費税額が大きいことによるものであります。

項3 特別損失、目2 その他特別損失の475万円の減額につきましては、滞納繰り越し処理を行うこととして減額するものであります。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして、収入であります、款1 資本的収入、項2 配水管布設替補償金、目1 配水管布設替補償金の1万円の減額につきましては、補償工事のな

いことが確定したことによるものであります。

次に、支出であります、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水施設改良費の465万1,000円の増額につきましては、工事の発注増加によるものであります。

目2 量水器設置費の627万3,000円の減額、目3 固定資産購入費の1万円の減額、目4 浄水施設改良費の1,297万8,000円の減額につきましては、いずれも決算見込みによるものであります。

次に、6ページは平成22年度赤平市水道事業予定貸借対照表であります、7ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は4,387万円となり、利益剰余金合計として2億1,530万1,000円を見込むものであります。

次に、議案第405号平成22年度赤平市病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成22年度赤平市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成22年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。病床数を30床減とし、150床といたします。入院患者延べ数を1,611人減とし、4万4,379人といたします。外来患者延べ数は6,928人増とし、10万1,698人といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額2億1,855万3,000円を増額し、27億7,653万2,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額8,470万4,000円を減額し、23億8,139万2,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額2万円を増額し、1億6,824万9,000円といたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額48万円を減額し、3億6,541万4,000円といたし

ます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の1億9,716万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,360万9,000円及び流動資産8,355万6,000円で補てんするものといたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額6,826万4,000円を減額し、15億2,562万2,000円といたします。

第6条、予算第7条に定めたたな卸資産の購入限度額290万8,000円を減額し、2億7,937万8,000円といたします。

3ページをお願いいたします。平成22年度赤平市病院事業会計予算実施計画についてであります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益として4,364万1,000円を増額し、10億9,186万8,000円といたします。

目2外来収益は3,137万3,000円を増額し、5億9,553万8,000円といたします。

目3その他医業収益は251万2,000円を減額し、2億1,317万5,000円といたします。

医業収益につきましては、入院診療単価の増額や外来患者数の増を勘案し、補正するものであります。

項3特別利益、目2その他特別利益1億5,000万円の増額につきましては、不良債務解消分として一般会計からの繰入金を見込むものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として6,826万4,000円の減額であります。医師や医療職職員等の退職並びに臨時職員等の減少によるものであります。

目2材料費として215万円の減額であります。入院患者の減少によるものであります。

目3経費として375万円の減額であります。各費用の決算見込みによるものであります。

目5資産減耗費につきましては、資産の増減等による金額を計上するものであります。

目6研究研修費として128万円の減額であります。決算見込みによるものであります。

5ページをお願いいたします。項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として1,609万9,000円の減額であります。一般会計の財政調整基金等の短期運用により一時借入金利息を減額するものであります。

目2消費税及び地方消費税として80万円の増額であります。申告消費税を見込むものであります。

項3特別損失、目3その他特別損失として336万円の減額であります。滞納繰り越し処理を行うこととして減額するものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項2貸付金償還金、目1修学資金償還金として2万円の増額につきましては、看護師等修学資金貸付金返還金の増額によるものであります。

次に、支出につきましては、款1資本的支出、項2長期貸付金、目1修学資金貸付金として48万円の減額であります。貸付実績がないため減額するものであります。

次に、7ページにつきましては資金計画書、8ページ、9ページは給与費明細書であります。説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。貸借対照表であります。11ページの6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度純利益は3億9,514万円を見込むものであります。

以上、議案第400号から第405号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○8番（植村真美君） 1点質疑させていただきます。一般会計の補正予算の商工費の中の25ページなのですが、地場産業の振興ということで滝川畜産試験場跡地利用の協議会負担金ということで10万円計上されているのですけれども、この協議会の設立

されたのは若干前だということを聞いていたもので、すから、ちょっと私の勘違いかもしれないのですが、その協議会の設立日付とこのたびこのタイミングでの負担金ということで、この負担金がどのような役割を果たされているのか教えていただきたいと思ます。

○議長（獅畑輝明君） 産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 協議会の設立は、22年の4月30日に設立しまして、始まったのが7月から開催されまして3回行われました。それに伴いまして、最後金額が確定したのがおくれたので、今回の補正予算になりました。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○6番（北市勲君） 病院事業会計の補正のところで、4ページの支出のところで1点ちょっとお聞きしたいのですが、経費の435万5,000円というのは当初予算よりもこれだけふえたということだと理解しているのですが、修繕費です、修繕費のところですか。今まで私どもが委員会等で病院の資料いただきまして、その都度精査しますと修繕費は既にもうかなりの額が上がっていると。この金額ではないののではないかなとちょっと疑問に感じましたので、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 詳しく精査して、後ほど資料を提出したいと思います。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第400号、第401号、第402号、第403号、第404号、第405号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第400号、第401号、第402号、第403

号、第404号、第405号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第400号、第401号、第402号、第403号、第404号、第405号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第21 議案第406号平成23年度赤平市一般会計予算、日程第22 議案第407号平成23年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第23 議案第408号平成23年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第24 議案第409号平成23年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第25 議案第410号平成23年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第26 議案第411号平成23年度赤平市霊園特別会計予算、日程第27 議案第412号平成23年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第28 議案第413号平成23年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第29 議案第414号平成23年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第30 議案第415号平成23年度赤平市水道事業会計予算、日程第31 議案第416号平成23年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕平成23年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算の大綱につきましてご説明申し上げます。

平成23年度の予算編成に当たっては、赤平市財政健全化計画改訂版並びに市立赤平総合病院経営健全化計画を基本に編成しておりますが、一方では第5次赤平市総合計画に基づく諸施策を推進するための予算づけを行っております。また、23年度は、選挙の年に当たるため骨格予算となりますが、空知産炭地域総合発展基金の基盤整備事業助成金について平成23年12月までの時限が定められておりますことから、当時期までの工事完了や事務手続が間に合わない事業につきましては当初予算で計上させていただいております。こうした産炭地基金、過疎対策事業債など効果的な財源の活用のほかに地方交付税の地域活性化・雇用対策費などを見込み、継続的な経済対策予算を計上し、現下の厳しい経済情勢の回復に努めてまいります。

平成23年度の一般会計の予算規模は83億2,056万2,000円で、対前年度比3億9,315万1,000円の減、4.5%の減となっております。

歳入の主な内容につきましては、市税総額として対前年度比2,659万円の減、2.8%の減となっており、個人市民税は人口減や景気低迷などが影響し、対前年度比7.0%の減、法人市民税では経済状況の一部回復により対前年度比12.6%の増、固定資産税では償却資産の減少により対前年度比2.8%の減少となっております。地方交付税につきましては、地方再生対策費、雇用対策・地域資源活用推進費を見込むほか、平成22年の国勢調査人口の減少による影響も想定した結果、対前年度比4億3,960万円の増、11.9%の増となったところでありますが、一方では地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債では対前年度比3億3,735万円の減、54.8%の減となり、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額としては対前年度比1億225万円の増、2.4%の増となってお

ります。繰入金につきましては、市立赤平総合病院経営健全化計画に基づく不良債務解消など臨時的な要因による繰出金が発生しているため、財政調整基金を繰り入れた予算編成となりますが、対前年度比1億3,319万円の減、50.1%の減と大幅に減少しております。

次に、歳出であります。普通建設事業については、平成22年度に市民プール建設事業や改良住宅整備工事があったことや骨格予算も影響し、対前年度比3億6,983万円の減、34.5%の減となっております。平成23年度の主な事業内容といたしましては、住環境整備を図るため茂尻第一団地2号棟1棟12戸の建設、福栄団地8号棟1棟8戸の実施設計など公的住宅の建替事業を実施するほか、安全、安心な学校づくりを推進するため茂尻小学校屋内体育館の耐震化工事並びに豊里小学校の耐震2次診断と実施設計を行ってまいります。さらに、文化会館につきましては、老朽化により危険な状態にあるため除却工事を実施してまいります。次に、病院事業会計の経営健全化に関してでございますが、繰出金総額は10億2,772万円、対前年度比3,595万円の増、3.6%の増となっております。市立赤平総合病院経営健全化計画に基づく繰り出しのほか、休日夜間診療業務の委託料を振りかえたことにより増額となっております。なお、市立病院につきましては、本議会の中でもご提案させていただいておりますが、経営健全化計画では平成24年度までに病床数を縮小する内容となっておりますが、本年4月から一般病床60床、療養病床60床、計120床体制で運営してまいりたいと考えております。次に、人件費につきましては、対前年度比3億616万円の減、18.6%の減となっておりますが、主に3年に1度の精算となる退職手当組合負担金の減額によるものであります。なお、一般職員の給料については、11%削減を継続してまいります。また、このほか新規事業についてであります。発達障害児支援体制整備事業として子育て支援センター内に嘱託職員1名を配置する経費、食育事業として児童と保護者を対象に農業体験や調理実習

を行う経費、予防接種並びにがん検診費用の自己負担軽減、新市民プールの開設期間並びに開設時間の延長による経費等の予算などを計上させていただいております。

最後になりますが、一般会計を除くその他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が20億7,985万9,000円、後期高齢者医療特別会計が2億2,898万7,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億6,808万3,000円、霊園特別会計が1,247万8,000円、用地取得特別会計が4,681万円、介護サービス事業特別会計が1億9,129万円、介護保険特別会計が13億1,960万2,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が4億6,166万3,000円、病院事業会計が23億2,933万6,000円となっております。全会計の予算総額は156億5,884万円となり、対年度比6.3%の減となっております。

以上、各会計予算の概要につきまして申し上げます。以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成23年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。最初に、議案第406号平成23年度赤平市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億2,056万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めません。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、中小企業振興資金貸付金に係る損失補償ほか2件で、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債につきましては、清掃運搬施設等整備事業ほか5件で、限度額、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税として9億1,121万2,000円、対前年度比2,659万3,000円の減額であります。項1市民税、目1個人市民税につきましては、厳しい経済情勢の影響を受け、個人所得の落ち込みなどにより減額となり、同じく目2法人市民税につきましては企業等の一部業績の回復により増額となっております。

同じく項4市たばこ税につきましては、昨年の税率引き上げや健康志向などにより減額となっております。

同じく項5鉱産税につきましては、平成22年度に露頭炭採掘事業者が進出してきたことにより平成16年度以来の当初予算計上となります。

18ページをお願いいたします。款9地方交付税として41億4,499万6,000円、対前年度比4億3,960万6,000円の増額であります。主な増額要因といたしまして普通交付税につきましては平成22年度の交付決定額を基礎として、地方再生対策費で3,700万円、雇用対策・地域資源活用推進費で5,500万円、特別交付税からの振りかえ措置分で1億2,000万円を見込むほか、国勢調査人口の減少による影響減少額を

1億5,000万円と想定し、さらに臨時財政対策債への振りかえ額を大幅に縮小させた結果増額となったものであります。また、特別交付税につきましては、地方交付税の算定方式の透明化等の改正に伴い、先ほど申し上げたように1億2,000万円を普通交付税へ移行したため減額となっております。なお、地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債も含めた対前年度比としても1億225万円の増額となっておりますが、平成22年度の決算見込みと比較した場合は実質約2億円の減となっております。

次に、20ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料として3億1,934万1,000円、対前年度比1,524万9,000円の減額であります。主に入居世帯数の減少などにより住宅使用料が減額となっております。

22ページをお願いいたします。同じく項2手数料、目2衛生手数料として8,724万5,000円、対前年度比1,416万円の減額であります。主に大手企業の産業廃棄物処理量の減少によりごみ処理手数料が減額となっております。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として9億9,520万7,000円、対前年度比3,651万8,000円の増額であります。主に子ども手当の3歳未満児に対する支給額の変更によるものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金として1億7,208万2,000円、対前年度比8,614万4,000円の減額であります。主に平成23年度は改良住宅建替事業について実施設計並びに道路整備工事であるため地域住宅建設事業費が減額となっており、さらに骨格予算により減額となっております。

同じく目4教育費国庫補助金として1,827万5,000円、対前年度比1,687万5,000円の増額であります。主に茂尻小学校屋内体育館耐震工事による安全・安心な学校づくり交付金の増額によるものであります。

同じく項3委託金、目1総務費委託金として7万円、対前年度比907万3,000円の減額であります。

平成22年度は参議院議員選挙が執行されたことによるものであります。

26ページをお願いいたします。款14道支出金、項2道補助金、目1総務費道補助金として386万9,000円ですが、地域資源活用事業として産業フェスティバル開催並びに炭鉱遺産活用事業の経費に対して地域づくり総合交付金を充当するものであります。また、消費者行政の体制強化や研修、講座等の経費に対して北海道消費者行政活性化事業費補助金を充当するものであります。

28ページをお願いいたします。同じく目3衛生費道補助金として737万9,000円、対前年度比434万1,000円の増額であります。主に子宮頸がん等ワクチン接種促進助成事業費を当初予算で計上するもので、補助率2分の1となっております。残る2分の1の負担につきましては地方交付税で措置される予定であります。

同じく目4労働費道補助金として196万5,000円、対前年度比1,136万5,000円の減額であります。平成21年度から23年度までの3年間の期間の中で本市に対する緊急雇用創出事業交付金枠が示されておりますが、平成22年度までに精力的に活用してきたため大幅な減額となっております。

30ページをお願いいたします。款17繰入金、項1繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億2,233万3,000円、対前年度比1億3,541万2,000円の減額であります。歳入歳出の差引不足額を繰り入れるものであります。

34ページをお願いいたします。款19諸収入、項4受託事業収入、目2分収造林事業受託収入として130万6,000円、対前年度比1,791万2,000円の減額であります。独立行政法人森林総合研究所の事業費の縮小によるものであります。

同じく項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入として2億2,102万円、対前年度比1,510万円の増額であります。平成23年12月までの時限となっている基盤整備事業助成金を活用し、公営住宅等整備事業ほか8事業に充当するものであります。

次に、36ページをお願いいたします。款20市債、項1市債、目5過疎対策事業債として1億2,940万円、対前年度比2億4,730万円の減額であります。主に平成22年度に市民プール建設事業が実施されたことによるもので、また過疎地域自立促進特別事業ソフト事業債を当初予算で計上しております。

同じく目6臨時財政対策債として2億7,851万2,000円、3億3,735万4,000円の減額であります。地方交付税の振りかえ措置額の減額によるものであります。

38ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1議会費として対前年度比2,118万7,000円の増額であります。主に地方議会議員年金制度等の改正に伴い、経過措置として議員共済会納付金の負担率の引き上げにより増額となっております。

40ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として対前年度比5,543万6,000円の減額であります。主に22年度に実施した赤平デジタルテレビ中継局建設工事の減額によるものであります。

42ページをお願いいたします。同じく目3電算管理費として対前年度比1,121万6,000円の増額であります。住民基本台帳法の一部改正が行われ、新たに外国人住民についても住民票が作成されることとなり、平成24年7月ころの施行が想定されるため、住民基本台帳システム改修委託料が増額となっております。

50ページをお願いいたします。同じく目14市民生活費として対前年度比587万3,000円の減額であります。主に町内会館等施設整備工事につきましては肉づけ予算となる政策予算の中で検討するため減額となっております。

56ページをお願いいたします。同じく項4選挙費であります。23年度執行の選挙費として目2知事及び道議会議員選挙費で703万8,000円、目3市長及び市議会議員選挙費で2,111万5,000円、58ページの目4農業委員会委員選挙費で225万9,000円を計上しております。

60ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費として対前年度比838万円の減額であります。22年度に実施された国勢調査の経費の減額によるものであります。

66ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費として対前年度比2,704万6,000円の増額であります。主に医療給付費の増加によるものであります。

70ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として対前年度比77万8,000円の増額であります。22年度に地域活性化交付金を活用し、社会福祉振興基金に積み立てた財源を運用し、本年4月から子育て支援センター内における発達障害児支援体制の強化を図るため嘱託職員1名の人件費を計上しております。

74ページをお願いいたします。同じく目6子ども手当費として対前年度比4,090万7,000円の増額であります。3歳未満児に対する支給額の上積みによるもののほか、児童手当費については子ども手当の一部として存続するため増額となり、児童手当費については廃目としております。

80ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費として対前年度比1,963万2,000円の減額であります。主に市立病院に対する休日夜間診療業務委託料をこの後出てまいります。また、親子での農業施設見学、農業体験、料理教室等を実施するための消耗品費等の予算を計上しております。

同じく目2生活習慣病予防費として対前年度比216万3,000円の増額であります。各種受診対象者の増加によるものであります。また、さらに検診率を高めるため、平成23年度より各種がん検診の一般の自己負担額を1回当たり1,800円から1,000円に抑制してまいります。

82ページをお願いいたします。同じく目3感染症予防費として対前年度比841万8,000円の増額であります。主に子宮頸がん等のワクチンの接種費用を

全額公費負担としたことにより、予防接種委託料が増額となっております。

84ページをお願いいたします。同じく目7住友地区共同浴場費として対前年度比1,217万7,000円の増額であります。主に施設整備工事として真空式給湯ボイラー2基を更新するためであります。

86ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として対前年度比1,146万1,000円の増額であります。主に中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の増加によるものでございます。

同じく目2じん芥処理場費として対前年度比232万円の増額であります。主に調整池から汚水処理施設までの排水管布設工事費等の計上によるものであります。

90ページをお願いいたします。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急雇用創出事業費として対前年度比4,490万1,000円の減額であります。市で直接雇用していた臨時職員等について23年度以降も業務的かつ雇用対策として継続的な雇用が必要な経費については、経常的な経費としてそれぞれの科目予算に振りかえ計上をしております。また、6月以降の補正予算においてさらなる経済雇用対策予算を検討し、政策的な経費としての予算化を考えてまいりたいと思います。

92ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費として対前年度比345万4,000円の減額であります。主に22年度の公用車両費の減額によるものであります。

100ページをお願いいたします。同じく項2林業費、目1林業総務費として対前年度比193万6,000円の増額であります。主に公用車の更新によるものであります。

同じく目3分収造林費として対前年度比1,789万6,000円の減額であります。歳入でもご説明したとおり独立行政法人森林総合研究所の事業費の縮小によるものであります。

102ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として925万3,000円の

減額であります。主に22年度に実施したスーパープレミアムつき商品券発行助成金の減額によるものであります。

同じく目3エルム高原施設費として対前年度比3,542万円の増額であります。主に鉱泉に関する井戸調査発掘委託料並びに設備整備工事費等の増額によるものであります。

106ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費であります。あんしん住宅助成金につきましては、予算は前年度と同額であります。所得制限の廃止並びに老朽住宅の除却については市外の方でも対象とするよう助成対象要件を緩和するものであります。

110ページをお願いいたします。同じく項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として対前年度比3,830万9,000円の増額であります。主にロータリー除雪車の更新によるものであります。

同じく目4道路新設改良費として対前年度比854万円の減額であります。一部骨格予算の影響によるものであります。北文1丁目通り改良舗装工事並びに青葉通り排水整備工事を新規事業として行うものであります。

116ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目2公園費として対前年度比818万2,000円の増額であります。主に旧市民プールの除却後に普通車22台、車いす用2台の駐車場を整備するためであります。

118ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目1住宅管理費として対前年度比1,489万円の減額であります。主に骨格予算の影響による住宅補修工事の減額によるものであります。

120ページをお願いいたします。同じく目2地域住宅建設費として対前年度比1億7,610万6,000円の減額であります。主に22年度は2団地の新築工事を行っていましたが、23年度の新築工事としては茂尻第一団地2号棟1棟12戸の新築工事となるためであります。なお、福栄団地の道路整備並びに8号棟の実施設計も行ってまいります。

124ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費として2,593万5,000円ですが、茂尻分団用の消防ポンプ自動車1台を更新するものであります。

同じく目4防災費として対前年度比14万5,000円の減額であります。平成23年度は茂尻地区での家屋倒壊訓練を予定しており、本訓練に必要な消耗品費等の予算を計上しております。

128ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として対前年度比807万1,000円の減額であります。主に住友赤平小学校等の土地借り上げ料を小学校費の学校管理費に振りかえたことによるものであります。

134ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費として対前年度比6,946万9,000円の増額であります。主に茂尻小学校屋内体育館耐震化工事、豊里小学校の耐震診断並びに実施設計を行うためであります。

同じく目2教育振興費、節7賃金として591万6,000円ですが、普通学級内における情緒障害等の疑いのある児童がふえており、各学校に特別支援教育支援員1名を配置するものであります。なお、1名分の予算につきましては、商工費の緊急雇用創出事業費で計上されております。

142ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費、節15工事請負費として8,369万5,000円ですが、昭和42年に建設し、現在休止となっております文化会館の老朽化が著しく、雨漏りや外壁の亀裂等が発生し、危険な状態にあるため、空知産炭地域総合発展基金の基盤整備事業助成を財源として除却するものであります。

同じく目3青少年センター費として対前年度比127万6,000円の増額であります。主に青少年パトロール車の更新によるものであります。

146ページをお願いいたします。同じく目6交流センターみらい費として対前年度比551万2,000円の増額であります。主に非常用発電として使用する直流電源装置、蓄電池更新等の修繕料の増額による

ものであります。

150ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2総合体育館費として対前年度比1,149万7,000円の増額であります。主に緊急雇用創出事業費からの振りかえによる賃金の増額並びにバスケットゴールを更新するための備品購入費の増額によるものであります。

152ページをお願いいたします。同じく目4市民プール費として対前年度比1,388万4,000円の増額であります。主に施設の開設期間を約1カ月間、開設時間を19時を21時まで延長したことによる管理運営費の増額のほか、旧市民プール除却工事費を計上しているためであります。

158ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目1元金として対前年度比2,417万3,000円の増額であります。主に早期退職者が多数発生した平成19年度に退職手当債を借り入れており、平成23年度以降29年度までの元金償還が開始となるためであります。

162ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として対前年度比7,221万5,000円の増額であります。主に前期高齢者交付金等の大幅な減額が影響し、単年度赤字補てん分として6,368万円を増額しております。

同じく目9病院事業会計繰出金として対前年度比3,595万3,000円の増額であります。主に衛生費で計上していた休日夜間診療業務の委託料、さらに医師確保対策費を繰出金として計上しているためであります。

164ページをお願いいたします。款13職員給与費として対前年度比3億2,022万9,000円の減額であります。主に平成22年度は3年に1度の退職手当組合追加負担金の精算年に当たっていたため、23年度は大幅に減額となっております。また、一般職員の給料については、11%削減を継続してまいります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、179ページをお願いいたします。議案第407号平成23年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,985万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。187ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として対前年度比2,617万1,000円の減額であります。医療給付費分現年課税分の減少等によるものであります。

189ページをお願いいたします。款4前期高齢者交付金として対前年度比2億1,829万4,000円の減額であります。平成21年度の決定額等を勘案して計上するものであります。

191ページをお願いいたします。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として対前年度比7,221万5,000円の増額であります。主に先ほどご説明した前期高齢者交付金の減額等が影響し、単年度収支の不足が予想されるため、赤字を発生させないために一般会計が補てんするものであります。

203ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保

険者療養給付費として対前年度比1億9,943万1,000円の減額であります。1人当たりの療養費並びに被保険者数の減少などによるものであります。

同じく目2退職被保険者等療養給付費として対前年度比2,031万6,000円の増額であります。一般被保険者と同様に1人当たり療養費が減少しているものの、被保険者数が増加していることによるものであります。

205ページをお願いいたします。同じく項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費として対前年度比3,207万8,000円の減額であります。1人当たり療養費並びに被保険者数の減少によるものであります。

211ページをお願いいたします。同じく項5葬祭諸費、目1葬祭費として対前年度比240万円の減額であります。被保険者の後期高齢者制度への移行によるものであります。

231ページをお願いいたします。款11職員給与費として対前年度比643万7,000円の増額であります。職員1名増並びに共済組合納付金負担率の引き上げ等によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、241ページをお願いいたします。議案第408号平成23年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,898万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。247ページをお願いいたします。最初に、歳入であ

りますが、款1後期高齢者医療保険料として対前年度比880万2,000円の減額であります。普通徴収対象者数の減少によるものであります。

253ページをお願いいたします。歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として対前年度比998万5,000円の減額であります。保険料の減額に伴うものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、265ページをお願いいたします。議案第409号平成23年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

271ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項1財産運用収入並びに項2財産売払収入として科目存置のためそれぞれ1,000円を計上するものであります。

273ページをお願いいたします。歳出であります。款1宅地造成費として造成の管理に要する経費として7万円を計上するものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、278ページをお願いいたします。議案第410号平成23年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,808万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりま

す。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

281ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あつせんに係る債務保証であります。期間並びに限度額につきましては記載のとおりであります。

282ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業として限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

286ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として対前年度比209万4,000円の増額であります。家庭用の水洗化を見込むものであります。

同じく款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として対前年度比2,497万円の増額であります。主に処理区域内の人口密度が基準を下回ったため、特別措置分としての下水道事業債の発行相当額については普通交付税で算入されるためであります。

同じく款7市債、項1市債、目1下水道事業債として対前年度比3,230万円の減額であります。繰入金で申し上げた理由により減額となるものであります。

290ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費、293ページの節15工事請負費とし

て4,100万円ではありますが、本町第3処理分区の公共下水道管渠新設工事を行うものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、310ページをお願いいたします。議案第411号平成23年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,247万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。316ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金として743万4,000円ではありますが、赤平第二霊園区画変更工事に充当するものであります。

318ページをお願いいたします。歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費、節15工事請負費として743万4,000円ではありますが、赤平第二霊園において残区画の一部を利用度の高い面積に縮小し、全体区画数をふやすため区画変更工事を実施するものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、323ページをお願いいたします。議案第412号平成23年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,681万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

329ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として4,680万9,000円を計上するものであります。

次に、331ページをお願いいたします。歳出であります。款1公債費、項1公債費として前年度と同額の4,681万円を計上するものであります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、335ページをお願いいたします。議案第413号平成23年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,129万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。341ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1サービス収入といたしましては、前年度とほぼ同額の1億8,418万円を計上するものであります。

343ページをお願いいたします。款3繰入金、項1基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として702万9,000円ではありますが、歳入歳出の差引不足額を繰り入れるものであります。

次に、345ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として対前年度比789万1,000円の増額であります。主に平成22年度中の看護師2名の人事異動に伴う人件費であります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、365ページをお願いいたします。議案第414号平成23年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,960万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

371ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として対前年度比434万9,000円の減額であります。保険者の減少等によるものであります。

373ページをお願いいたします。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として対前年度比1,278万8,000円の増額であります。保険給付費等の増加によるものであります。

381ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費として対前年比5,480万円の増額となっております。主に居宅介護サービス給付費の増加によるものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第415号平成23年度赤平市水道事業会計予算書につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成23年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,571戸、年間総配水量146万立方メートル、1日平均配水量3,989立方メートルであります。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億2,074万1,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は2億9,114万6,000円であります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,191万4,000円は、減債積立金4,425万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4,765万7,000円で補てんするものであります。収入であります。第1款資本的収入は7,860万3,000円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億7,051万7,000円であります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を5,100万円とし、起債の方法、利率等につきましては記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費3,883万7,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,070万1,000円であります。

第8条、たな卸資産の購入限度額は974万2,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成23年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入といたしまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億9,830万円を計上しております。

4ページをお願いいたします。支出といたしまして、款1水道事業費用、項1営業費用は2億5,141万7,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入といたしまして、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債であります。5,100万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。支出といたしまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として7,300万円あります。茂尻送水流量計取りかえ工事等を行うものであります。

9ページから13ページまでの資金計画と給与費明細につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。平成23年度予定貸借対照表であります。15ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は2,959万5,000円を見込むものであります。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第416号平成23年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、平成23年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万1,724人、1日平均114人、外来患者延べ数を9万6,624人、1日平均396人を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益を25億1,253万3,000円とし、支出の第1款病院事業費用を19億7,163万8,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億86万9,000円は当該年度分損益勘定留保資金1億888万9,000円及び流動資産9,198万円で補てんするものといたします。

2ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入を1億5,682万9,000円とし、支出の第1款資本的支出を3億5,769万8,000円といたします。

第5条、一時借入金の限度額は、20億円と定めません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費11億5,293万6,000円、交際費40万円といたします。

第7条、たな卸資産の購入限度額は2億4,905万円と定めます。

3ページをお願いいたします。平成23年度予算実施計画についてであります。収益的収入及び支出につきまして、収入であります。款1病院事業収益、項1医業収益として17億9,615万7,000円を計上しております。

同じく項2医業収益として1億8,652万4,000円を計上しております。

4ページをお願いいたします。同じく項3特別利益として5億2,985万2,000円あります。不良債務解消分及び特例債元金償還分として一般会計負担金を計上しております。

5ページをお願いいたします。支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として11億5,293万6,000円、対前年度比4億8,560万9,000円の減額となっております。職員が20名退職していることや人事異動、さらに平成22年度は3年に1度の退職手当組合追加負担金の精算年であったためであります。また、一般会計と同様に医師以外の職員については給与の11%削減を継続しております。

7ページをお願いいたします。項3医師確保対策費用として421万9,000円あります。平成22年度まで交付金事業として実施しておりましたが、平成23年度以降は一般会計繰入金を財源として、経常予算として計上するものであります。なお、平成23年度は、収益的収入が収益的支出を上回る予算となっております。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入として1億5,682万9,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費として913万4,000円ありますが、水道の加圧給水ポンプの整備等に要するものであります。

10ページにつきましては資金計画、11ページから18ページは給与費明細書ですが、説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。平成23年度貸借対照表であります。20ページをお願いいたします。

6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり当該年度純利益は5億4,089万5,000円を見込むものであります。

以上、議案第406号から議案第416号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第406号、第407号、第408号、第409号、第410号、第411号、第412号、第413号、第414号、第415号、第416号については、さきに設置された予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第406号、第407号、第408号、第409号、第410号、第411号、第412号、第413号、第414号、第415号、第416号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第32 報告第60号平成22年度定期監査及び財政的援助団体監査報告につい

てを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第60号については、報告済みといたします。

○議長(獅畑輝明君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす1日休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、あす1日休会することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時09分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)